

(仮称)久喜市自治基本条例に関する 起草委員会(第1回～第10回)記録

目次

第1回起草委員会(H23. 1. 28)	2
第2回起草委員会(H23. 2. 10)	5
第3回起草委員会(H23. 2. 17)	8
第4回起草委員会(H23. 3. 8)	11
第5回起草委員会(H23. 4. 10)	14
第6回起草委員会(H23. 4. 23)	18
第7回起草委員会(H23. 4. 26)	22
第8回起草委員会(H23. 4. 28)	27
第9回起草委員会(H23. 5. 21)	31
第10回起草委員会(H23. 5. 24)	39

(仮称)久喜市自治基本条例策定 第1回 起草委員会記録

日時	平成23年1月28日(金)午後7時~9時30分
場所	久喜市中央公民館 研究室2
参加者	ワークショップ起草委員:12名 久喜市自治振興課:4名 (株)地域総合計画研究所:3名
次第	1. 開会 小澤課長より開会 関根参事より挨拶 起草委員の自己紹介 鈴木委員より第1回策定審議会の報告 2. 提言書の作成等について 地域総合計画研究所より資料説明と提案 3. 閉会
配布資料	資料1 提言書の作成等について 資料2 起草委員会スケジュール表 参考1 自治体の提言書 ・春日部市 ・高松市 ・函館市 ・明石市 ・旧久喜市

1. 決定事項

(1) 第1回策定審議会の議事録

第1回策定審議会の議事録は、起草委員会には特別に用意はしなくても良い。

(主な意見)

- ・策定審議会での審議は、ワークショップ(WS)が提言書を提出した後から本格的に開始する。

(2) 起草委員会でのWS記録

今後の起草委員会には、前回WS記録を事務局が提供する。記録がない場合でも、前回WSで使用したポストイットや模造紙等を提示する。

(主な意見)

- ・起草委員はWSを欠席する場合も有り得る。起草委員全員が公平に議論するために、今後の起草委員会では直近のWS記録を提出してほしい。

(3) 議会との意見交換会

実施が可能と思われる日は3月12日か3月19日となる。第6回WSにおいて、WSメンバーに意見を伺う。

(主な意見)

- ・最終的には議会で議決するため、議会の意見を聞いた方が良い。
- ・学生と議員が接することができる機会も考慮して、議会との話し合いを行った方が良い。

(4) 起草委員会の記録等

起草委員会の記録は、要点筆記の形式で作成する。

(5) 前文の案文

各起草委員が前文について考え、2月6日の第5回WS時に箇条書き等の形でメモを作成してくる。

(主な意見)

- ・ 条文は他の自治基本条例と同じような形になるだろうが、特徴が出せるのは前文である。
- ・ 行政の持っている情報は膨大であるが、どのような情報が欲しいか要求してもらえると、該当する資料を提供することは可能である。
- ・ 配布している新市基本計画には合併の趣旨等も掲載されており、それらも前文に関して参考となる資料ではないかと考えられる。

(6) 次回の起草委員会

- ・ 2月の第3週までに2回の起草委員会を開催する。
- ・ 第2回起草委員会は2月10日(木)の19時より前文について検討する。
- ・ 第3回起草委員会は2月17日(木)の19時より第5回WSで出された結果を検討する。
- ・ 会場は事務局で確認後に決定して各自に連絡する。
- ・ 2月6日の第5回WS時に起草委員から提出される前文に関するメモは、事務局がまとめて事前配布に努める。
- ・ 2月10日の第2回起草委員会時に、第3回起草委員会で使用する資料(第5回WS記録等)を渡し、各起草委員が17日までに読み込んで全員で話し合う(2月10日の欠席者には事務局から郵送)。

(7) WSと庁内検討委員会との意見交換

- ・ 意見交換の機会は検討しているが、どのタイミングで実施するかは未定であり、そうしたキヤッチボールにはスケジュールとタイミングの関係もある。

(8) 起草委員会の名簿

- ・ 起草委員の名簿はあった方がよい。起草委員の連絡先(氏名、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス)を掲載した名簿を作成する。

2. 今後の検討事項

(1) 提言書の方向性(主な意見)

- ・ WSの提言書の方向性を起草委員会で決める。
- ・ WSメンバーや市民の思いを入れたい。10年、20年先の展望を望んだものとしたい。
- ・ WSの各グループでは、どれだけが議論されているか。まだまとめるレベルまで行っていないのではないか。各グループの温度差を埋めるためにはどうするか。同じレベルで議論しないといけないのではないか。
- ・ 第5回WSでは、各グループである程度の形になったものが出てくる。起草委員会ではそれをたたき台にして起草してほしい。
- ・ 今回のスケジュールは早いですが、諸般の事情があるために仕方ないであろう。今後は任意で集まってやる必要もあるだろう。
- ・ 最終的には多数決なのか。ただし、多数決だと各委員で解消できない部分も出てくる。

- ・前は各方面で多少なりとも衝突した部分があったが、今回はそのような形にはしたくない。
また、前は委員会でも妥協する部分はあった。

(2) 今後の起草委員会の回数と検討方式（主な意見）

- ・起草委員会の集まる回数を多くするのか、1回の時間を長く取るのか。
- ・起草委員会での検討はグループに分けるのではなく、全員で話し合う形式が良いのではない
か。

(3) WSの実施回数（主な意見）

- ・起草委員会は第2回終了時にある程度の形にしなければならない。起草委員会とWSとのキ
ャッチボールの機会を増やすために、WSの回数を増やせないか。

(仮称)久喜市自治基本条例策定 第2回 起草委員会記録

日 時	平成 23 年 2 月 10 日 (木) 午後 7 時～9 時 15 分
場 所	久喜市文化会館 視聴覚室
参加者	ワークショップ起草委員：12 名 久喜市自治振興課：3 名 (株)地域総合計画研究所：1 名
次 第	1. 開会 小澤課長より開会 2. 前文について 地域総合計画研究所より資料説明 各委員の前文イメージの発表 3. 目的について 4. 次回の検討内容について 5. 閉会
配布資料	資料 1 条例前文及び目的に盛り込む内容の検討 資料 2 起草委員から出された前文イメージ 資料 3 第 5 回グループ検討の記録 報告 1 第 1 回起草委員会 記録 報告 2 起草委員から出された前文イメージについて (事前配布資料) 参考 1 旧久喜市自治基本条例前文の考え方

1. 決定事項

(1) 前文

- ・起承転結の構成とし、それぞれ以下の事柄を記述する。
 - 起：久喜市の特徴
 - 承：問題・課題の提起
 - 転：問題・課題の解決の方向性
 - 結：自治基本条例を制定することの宣言
- ・旧 1 市 3 町の地名や合併の事実は書かず、合併後の新久喜市を所与のものとして前文を記述する。
- ・前文の文案を事務局が作成し、次回起草委員会で提案する。

(2) 目的

- ・旧久喜市自治基本条例の目的のように長い条文もあれば、川口市のように短い条文もあるが、どちらも必要なキーワードは入っているので、それらを入れた文案を作成する。
- ・目的の文案を事務局が作成し、次回起草委員会で提案する。

(3) 次回の起草委員会

- ・第 3 回起草委員会は、2 月 17 日 (木) の 19 時より第 5 回 WS で出された結果を検討する。
- ・事務局からの提案事項等を取りまとめた資料を用意する。

2. 主な意見

(1) 前文

①起で記述したいこと

- ・「〇〇地区には〇〇がある」という形式で記述すると旧1市3町を引きずってしまう。
- ・コンパクト、抽象的に記述したらどうか。
- ・歴史文化の象徴となるもののみ記述する。
- ・久喜を代表するものとして利根川、鷲宮神社催馬楽神楽、遷善館、明倫館を記述する。
- ・地形、教育、重要文化財をアピールする。
- ・関東平野の中央に位置していることを記述する。
- ・例示するものは時代のレベルを合わせる。
- ・時を経ても変わらないものを記述すべき。
- ・例示するものの立地や要素がどこかに偏らないようにすべきだ。

②承で記述したいこと

- ・時代の流れを再認識する。
- ・地方分権について記述する。
- ・物流のまちであることを記述する。
- ・高速道路や鉄道の位置づけ（JR、東武）を記述する。
- ・久喜の農産物や農業問題について記述する。
- ・安全安心、防災対策について述べる。
- ・国際化、情報化について述べる。
- ・少子高齢化について述べる。
- ・明治以降の都市化と人口増加について述べる。
- ・東京の通勤圏であることを述べる。

③転で記述したいこと

- ・地方分権について述べる。
- ・新しい公共について述べる。
- ・協働、参画について述べる。
- ・自治、自己決定、自己責任について述べる。
- ・市民の自律について述べる。
- ・郷土愛、地方愛について述べる。
- ・コミュニティの創出について述べる。

④結で記述したいこと

- ・「新しい公共の原則に基づき自治基本条例を制定します。より素晴らしい久喜市とするために」、とする。

⑤合併について

○記述すべき

- ・この条例は、合併を機に策定するので、合併によって何が変わったかを記述したらどうか。
- ・旧久喜市自治基本条例の前文に、合併して何が起こっていくのかを追加したらどうか。
- ・4地区が合併により一緒になったことを伝えるべきではないか。

- ・承を転につなげるためには、合併という言葉が必要ではないか。

○記述しない

- ・久喜市の歴史をみればいつ、どの自治体と合併したか分かるから、ここでは書かないほうが良い。
- ・新久喜市を所与のものとして扱うこととし、合併には触れない。
- ・5年経過したら合併の事実は当たり前のものとして扱われ、あえて記述されていることに違和感を感じるのではないか。
- ・前文を古臭く感じてしまうと、条例の存在自体が古いと感じられてしまうのではないか。
- ・前文も含め条例が頻繁に改定されるのであれば、数年後に見直すことを前提に合併を記述してもよいと思われるが、改定しないのであれば書かないほうが良い。

(2) 目的

- ・市政運営の基本原則を記述する。
- ・行政、議会の責務と役割を定めるものを記述する。
- ・市民の参画と協働を記述する。
- ・まちづくり、コミュニティづくりの基本を記述する。
- ・旧久喜市自治基本条例の条文と同一で良いのではないか。特に、この条例の最後の一文「協働のまちづくりを推進し、個性豊かで活力に満ち、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。」を記述する。
- ・「～自立した都市を目指すことにより自治を実現することを目的とする。」と記述する。
- ・転に類似の内容が書いてあるので、この目的は細かくなくてよいのではないか。
- ・1～2行程度のボリュームで良いのではないか。
- ・越谷の条文も良い。
- ・川口の条文も良い。

3. 前文キーワードの宿題(口頭で発言のため、要旨を記録した)

(1) 松宮さん

- ・誰もがつながるまち。
- ・交通の中心、人が集まるまち。
- ・住みよいまちにしたい。
- ・人々がつながる、市政に参加するまち。

(2) 佐藤さん

- ・憲法第103条の項目を原則として入れる。
- ・地方分権を国に要求し、自分たちのことは自分たちで決めると宣言する。
- ・久喜市のお祭り等は良く知らないので、地元出身の人で考えてほしい。

(仮称)久喜市自治基本条例策定 第3回 起草委員会記録

日 時	平成 23 年 2 月 17 日 (木) 午後 7 時～9 時 45 分
場 所	中央公民館 会議室 1・2
参加者	ワークショップ起草委員：11 名 久喜市自治振興課：4 名 (株)地域総合計画研究所：1 名
次 第	1. 開会 ・ 資料確認 ・ 本日の進め方、終了時間の確認 2. 提言書について ・ 提言書の作成方法 ・ 前文 ・ 目的 ・ ワorkshopグループから提案された「たたき台」 3. 議員との意見交換について 4. 閉会
配布資料	資料 1 提言書 たたき台原案 参考 1 第 2 回起草委員会 記録

1. 決定事項

(1) 前文

- ・以下の部分を修正する

①起

- ・「陸運と水運」を「舟運」へ変更。
- ・「鷲宮神社」を「神社」へ変更。
- ・「江戸時代から明治、現代へと続く」を「過去から現代に続く」へ変更。

②承

- ・「先人たちの努力の上に築かれてきた」を「先人たちによって築かれてきた」へ変更。
- ・「多様化といった時代の流れは」を「多様化、高度情報化社会の到来、国際化といった時代の流れは」へ変更。
- ・「教育、環境などの様々な行政課題」を「教育、地球環境などの様々な行政課題」へ変更。
- ・久喜市の埼玉県内での位置を示す「北東部」又は「東北部」は、どちらを採用すべきか自治進行課で検討する。

③転 (意見無し)

④結

- ・「地方自治の本旨」の前に「平和で暮らしやすい地域社会を築くために」を追加。

(2) 目的

- ・「個性で活力に満ちた地域社会」を「個性豊かで活力に満ちた安心・安全な地域社会を」に変更。
- ・「市民の権利及び責務、」を「市民の権利及び責務並びに」に変更。

(3) 定義

- ・市の定義は今回出された事務局案を入れておき、第 6 回 WS で議論してもらう。

(4) 基本原則

- ・提言書の骨子が決まらなると内容が固まらないので、第7回WSで議論することとし、第6回WS後の起草委員会で議論する。

(5) 広域的な連携及び協力

- ・起草委員会では必要であることを認識したので、第6回WS及び起草委員会で議論する。

(6) 第6回ワークショップまでの起草委員会の進め方

- ・第6回WS後に開催することとする。

(7) 議員との意見交換会

- ・WSの場に来てもらい、各自グループ討議に参加してもらおう。

(8) 次回日程

- ・日程は第6回WS終了後、会場にて調整する。

2. 主な意見

(1) 前文

①起の修正

- ・「陸運と水運」は「舟運」としたらどうか。
- ・「鷲宮神社」とあるが、神社を特定しない方が良いのではないか。
- ・「現代へと続く教育に」という表現は、現在まで続いているのかという疑問があるので削除した方が良いのではないか。
- ・江戸時代が2箇所出てくるのは変なので、教育の部分にある江戸時代を削除したらどうか。

②承の修正

- ・「地球環境への配慮」という言葉を入れたい。
- ・ネットワーク社会、情報化社会、高度情報化社会、ユビキタス社会といった言葉を入れたい。
- ・国際化という言葉を入れたい。
- ・これらの単語を羅列しても良いのではないか。
- ・久喜市は埼玉県の北東部なのか東北部なのか、他の計画等と合わせて統一が必要だ。市は厳密には統一していない。

③転の修正

- ・意見無し。

④結の修正

- ・「平和で暮らしやすい地域社会を築く」を追加したい。

(2) 目的

①市民の権利と責務について

- ・市民の自治には権利と責務を明らかにすることが必要ではないか。
- ・市民の権利を明らかにとあるが、権利の定義がはっきりしないので文章が腑に落ちない。市民の権利及び責務を削除したらどうか。
- ・責務を義務と置き変えたらどうか。堅苦しいだろうか。
- ・「明らかに」という言葉を「明確に」、「謳い」、「示し」という言葉に置き変えたらどうか。

- ・子供でも分かる文章にするのであれば、「明らかに」ではないか。
- ・「市民の権利及び責務、市政への」の「、」を「並びに」に変更したらどうか。

②安心・安全について

- ・安心、安全という言葉が入っていない。「安心・安全かつ個性豊か」、「市民自治による安心・安全なまちづくり」、「活力に満ちた安心・安全な地域社会」あたりで表現したい。
- ・安心安全は地域社会の性質を示し、市民自治はまちづくりの性質を示しているのので、安心安全は地域社会を示す場所に入れるべきだ。

(3) 定義

- ・旧久喜市自治基本条例の条文を入れておき、第6回ワークショップで議論してもらったらどうか。

(4) 基本原則

- ・基本原則には条例の要旨が入るので、条例の内容がある程度固まらないと文案は決まらない。
- ・第6回ワークショップ後に検討したらどうか。

(5) 広域的な連携及び協力

- ・前文で国際化といった言葉があるので、必要ではないか。
- ・市民から見てこの文の意味が分らないと、必要性は理解できないのではないか。

⇒事務局としては、地方分権になって他自治体等との連携による課題解決が必要となってきたため、この項目が必要と考えている。

(6) 第6回ワークショップまでの起草委員会の進め方

- ・第6回WSの前に起草委員会をもう一回開催する。
- ・第6回に対しては、本日の修正を反映したたたき台を提示し、第6回WSの修正案を起草委員会で議論すべきだ。

(7) 議員との意見交換会

①議員との意見交換会の必要性

- ・議会グループ以外で議会との意見交換を希望している人は多少居る。
- ・若い人が議員と直接話す機会を得たい。
- ・議会の理解を得られないと自治基本条例が議会を通るのは難しいため、一生懸命検討している姿を見てほしい。
- ・議員に質問をしたい（議会基本条例に市民参加できないのか、事業評価についての議員としての視点、議員の資質、自治基本条例の内容を議員は納得できるのか）
- ・市民ワークショップで考えている内容と議会の認識との整合性を取りたい。
- ・議員から答えを得るのではなく、市民WSと議員との距離を縮めたい。

②意見交換会の開催方法

- ・WSのグループ検討に参加してもらおう。議員の視点でグループ討議に参加してもらおう。
- ・ダメもとで議会に声をかける。
- ・議員に聞きたい事を事前にまとめなくても良いのではないか。

(仮称)久喜市自治基本条例策定 第4回 起草委員会記録

日 時	平成 23 年 3 月 8 日 (火) 午後 7 時～9 時 00 分
場 所	久喜市中央公民館 会議室 1・2
参加者	ワークショップ起草委員：6名 久喜市自治振興課：4名 (株)地域総合計画研究所：3名
次 第	1. 開会 宮澤課長補佐より開会 2. 提言書たたき台の検討 ・提言書たたき台の論点整理に書かれた内容の検討 ・起草委員からの提案事項についての検討 3. 閉会
配布資料	資料 1 提言書 たたき台の論点整理 資料 2 提言書たたき台 資料 3 住民投票に関する資料 (第 3 回・第 4 回WS 資料より抜粋) 報告 1 第 3 回起草委員会 記録 報告 2 第 6 回ワークショップ記録 報告 3 市議会議員のワークショップ参加について 報告 4 起草委員会委員名簿

1. 決定事項

(1) 3. 定義

① (協働)「地域的な課題の解決」について

- ・次回再検討する。

② (新しい公共の原則) について

- ・一つ目の文案を新しい公共の原則の定義とする。
- ・2つ目の文案は、【解説・背景】とする。

(2) 9. 議会

① 1) 議会の役割について「議員数」

- ・文案から「最少で」を削除する。

② 議会全体について

- ・起草委員より文案を再提案する。

(3) 10. 条例の実効性担保・運用

① 2) 条例の見直しについて

- ・内容を次回再検討する。

③ 3) 検証及び見直しの組織

- ・【条例に盛り込む内容のたたき台】1つ目の「市民で構成される」を「市民及び学識経験者等」に修正する。
- ・【解説・背景】に学識経験者の定義を追加する。

(4) 12. 条例の位置付け

- ・「～制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を～」の、「条例の」を削除する。

(5) 次回日程

- ・ 3月12日（土）午後6時～9時。中央公民館にて開催。

2. 主な意見

(1) 3. 定義

①（協働）「地域的な課題の解決」について

- ・ 地域的な課題がこれから多く出てくる。だから「地域的な課題」という表現で良いのではないか。
- ・ お祭りは地域コミュニティ形成の中心になるので、悪いこととは思えない。宗教色は無い。
- ・ 地域より公共の方が幅が広いので、公共の方が良い。

②（新しい公共の原則）について

- ・ 地方分権で地方に権限等が移ると、公共の概念が変化する。このため定義が必要だ。
- ・ 「新しい公共」ではなく「新しい公共の原則」だ。「新しい公共」という言葉で議論するから、みな違和感を感じて言葉を削除していくのではないか。
- ・ 新しい公共の原則を復活させたい。基本理念、前文、参加・協働部分にも入れたい。
- ・ 定義部分の文案二つ目の「それぞれに適切に役割分担し、市民が公共サービス～」の部分で、「適切に役割分担する。」としてその後の文案を削除する。
- ・ 定義の一つ目を残し、二つ目は解説・背景に移動したらどうか。

(2) 9. 議会

① 1) 議会の役割について「議員数」

- ・ 地方自治法が上位にあるので、最少を削除したい。
- ・ 議会に関する提案内容が少ない。このワークショップは市民の集まりだから、主権者である市民からもう少し注文をしても良いのではないか。
- ・ 「財政に見合う定数」という文言を内容に入れたかったが、無理だろう。
- ・ 合併前に64名いた議員を合併後に34名に削除したので、その努力は評価すべきだ。

② 議会全体について

- ・ 文案を12日に再度提案したい。

(3) 10. 条例の実効性担保・運用

① 2) 条例の見直しについて

- ・ 内容が厳しすぎるのではないか。

③ 3) 検証及び見直しの組織

- ・ 専門家も学識経験者と同じで範囲があいまいではないか。
- ・ 専門家は国家資格を持つ者など、範囲がかなり限られる。
- ・ 学識経験者は、今まで便利な言葉として活用されてきていた。
- ・ 専門家よりは学識経験者の方が幅が広く取れる。
- ・ 有資格者が良いのではないか。
- ・ 学識経験者の定義が必要ではないか。例えば「そのテーマに沿った専門を有する者」
- ・ 市としては、市民参加で行う審議会等が多くある上、一人の人が委員となれる数を制限しているため、学識経験者の依頼に困っている状況だ。学識経験者の枠を広く取ることで、依頼でき

る範囲を広く取っておきたい。

- ・町会等の経験が長い人が学識経験者扱いされているのが問題だ。
- ・市内に大学等の研究機関があることで、市民の中にも大学教授等がいる。その人たちを学識扱いではなく市民枠で参加してもらえれば、学識枠は無くても良いと考える。
- ・条例は「学識経験者」と書き、人選の時には今のような議論内容が反映されると良いのではないか。

(4) 12. 条例の位置付け

- ・「～制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を～」の、「条例の」を削除する。

(仮称)久喜市自治基本条例策定 第5回 起草委員会記録

日 時	平成23年4月10日(日) 午前9時30分～12時30分
場 所	久喜市総合文化会館 広域文化展示室
参加者	ワークショップ起草委員：7名 久喜市自治振興課：4名 (株)地域総合計画研究所：3名
次 第	1. 開会 小澤課長より開会 2. 提言書たたき台の検討 ・提言書たたき台のうち空欄部分の検討 ・住民投票についての意見交換 3. 閉会
配布資料	報告1 第4回起草委員会 記録

1. 決定事項

(1) 基本理念

- ・新市基本計画の「まちづくりの基本方針」の考え方を基本とし、人権・男女共同参画、地域コミュニティ、安心安全について内容を追加する。
- ・事務局で文案を作成し、次回の起草委員会で検討する。

(2) 市の責務

- ・合併後の市の方向性を示すリーダーシップを市が発揮すべきことを、解説で明確に述べる。
- ・旧久喜市自治基本条例にある、「市政に関する市民の意見を積極的に把握し、適切に市政に反映するよう努める」に類する内容を入れる。
- ・旧久喜市自治基本条例にある、「計画的で、効果的かつ総合的な行政運営に努める」に類する内容を入れる。
- ・平時及び非常時における安心安全に関する内容を入れる。
- ・事務局で文案を作成し、次回の起草委員会で検討する。

(3) 広域的な連携及び協力

- ・旧久喜市自治基本条例の第25条及び第26条を基に文案を作成する。
- ・事務局で文案を作成し、次回の起草委員会で検討する。

(4) 住民投票

- ・次回再度議論し、市民ワークショップにどのように提案するか検討する。

(5) 次回日程

- ・4月23日(土) 午後を候補とする。欠席者の都合も合わせて日程を確定し、場所も含め後日連絡する。

2. 主な意見

(1) 基本理念

- ・旧久喜市自治基本条例の文章が硬いので、誰もが理解しやすい文章としたい。
- ・新市基本計画の「まちづくりの基本方針」の考え方を基本とし、足りない項目を追加する。

①男女共同参画

- ・男女共同参画については、名称をきちんと出して触れた方がよい。
- ・人権や男女共同参画についてまとめて記述したらどうか。
- ・男女共同参画が言われてから約 20 年程度経っているので、時代遅れに感じる。触れなくてよいのではないか。
- ・実社会では男女格差はまだ残っており、大きく取り上げなくてもよいが触れておくことは大切だ。

②地域コミュニティ

- ・コミュニティに触れていないが、合併後のまちづくりで一番重要な事柄なので、コミュニティに触れるべきだ。
- ・まちづくりの基本方針の市民主役のまちづくりの文章にある「市民の活躍を支援し」は上から目線なので、「市民の活動を支援し」の方がよい。

③安心・安全の具体的な内容

- ・まちづくりの基本方針にある安全・安心が、どのようなまちを目指すのか分からない。大切な部分なのでこれを具体的に示せばよいのではないか。
- ・通常は防犯、防災も入るのではないか。
- ・日常生活の安全・安心を保障するようなもの、また、先日の大地震のような災害時に役所の機能が発揮されること、地域コミュニティを維持できるような対応が内容に含まれるのではないか。
- ・災害対策等のハード面と、福祉等のソフト面の両面が必要だ。
- ・「日常生活における健康・財産等を守り」という文を入れたい。

(2) 市の責務

- ・合併後の久喜市をどのような市としていくかのリーダーシップを発揮するのは市役所なので、そのことを解説で明確に示してほしい。
- ・1市3町の住民は、新久喜市がどのようなまちになるか不安がっている。
- ・災害時など、民間に出来なくて行政にのみ出来ること、リーダーシップを発揮できることを示したらどうか。
- ・旧久喜市自治基本条例の2つ目を突き詰めると上記のことになるのではないか。
- ・リーダーシップなど、市がやらなければならない役割がある。
- ・1市3町という広域的なことを視野に入れて、市の責務を考える必要がある。
- ・旧久喜市自治基本条例の3つ目に集約されるのではないか。
- ・市民の要望に基づいて市政運営を行う。
- ・コミュニティの意見を大切にしてほしい。
- ・福祉という言葉の幅が狭くとれるので、ソフト・ハード両面になるような言葉とした方がよい。

安心・安全の方が良いのではないか。

- ・税金で運営されている以上合理的に運営すべきだ。
- ・「最少の経費で最大の効果を挙げるように努め」という文章を入れると市民ワークショップからの提案がある。これとは別に議会グループが議論している「最少の人員」という議論と、この意見は内容が異なっているので混同しないほしい。

(3) 広域的な連携及び協力

- ・現時点での姉妹都市等の提携状況は次の通り。(市)
姉妹都市：ローズバーグ市（アメリカ）、野辺地町（青森県）
防災協定：結城市（茨城県）
国際交流協会（旧久喜市 or 久喜地区）は昨年度末で解散した。市内の外国籍の方は約 2600 人。
- ・旧久喜市自治基本条例と同じく、国や県、他自治体との連携と、国際協力の 2 つに分けて記述したらどうか。文章も一般的な表現であり、あまり変更しようがないのではないか。
- ・最近では地方分権を受けて、国と県に対して「対等に」という表現を入れる傾向がある。(地域研)。

(4) 住民投票

- ・常設型で乱用はありえないのではないか。
- ・乱用されないような制度設計をしているという側面もあるのではないか(市)。
- ・議員や議会は、市民の意見を反映する時と全く反映しない時がある。
- ・市民と市長・議会の意見の間に差があることが問題だ。
- ・どの段階で住民投票を書くべきかが問題ではないか。
- ・条例の内容は頻繁に改定するものでもないもので、長期スパンで考えるべきではないか。そうすると、「市民が主役」であり、直接請求の一部として住民投票を入れるべきだ。
- ・旧自治基本条例の市の責務に「市民の意見を積極的に把握し」とあるのを踏まえ、常設型が良いのではないか。
- ・住民投票制度の本質を考えると、議会や議員に対する不信だけを理由にするのは、主張として弱いかもしれない。
- ・次回も議論を行い、市民ワークショップにどのように提案するか検討する。

(5) 次回日程

①今後の進め方

- ・事務局は時間が無いというが、時間が無いから修正意見が出た部分だけ議論して簡単に済ませようという考え方はおかしい。前回旧久喜市自治基本条例を検討した際には、泊り込みや弁当を持参しての長時間の会議も行った。十分時間をかけて議論すべきだ。
- ・起草委員は、現時点では全ての内容を理解しているわけではない。この状態で提言書を市民ワークショップに提案するのは無責任であり、一度全ての内容を皆で読み合わせて議論すべきだ。

②日程

- ・本日の修正を反映して文案を作成し事前配布できる時期は、4月18日(月)～20日(水)のあたりだと思われる。その後で次回の起草委員会の開催をお願いしたい。(地域研)

- ・次回で終わらなければ、その後近日中に次々回の起草委員会を開催すべきだ。
- ・本日欠席の委員の都合を聞き、確定する。

(仮称)久喜市自治基本条例策定 第6回 起草委員会記録

日 時	平成23年4月23日(土) 午後2時30分～17時30分
場 所	久喜市中央公民館 研修室6
参加者	ワークショップ起草委員：10名 久喜市自治振興課：4名 (株)地域総合計画研究所：2名
次 第	1. 開会 2. 提言書たたき台の検討 3. 閉会
配布資料	資料1 提言書たたき台 報告1 第5回起草委員会 記録 参考1 提言書 素案の形式(たたき台)

1. 決定事項

(1) 基本原則

- ・前文か基本原則の条例に盛り込む内容や解説・背景に、今回の震災を踏まえた安全・安心について触れるようにする。

(2) 市の責務

- ・内容は特に問題ないので、事務局で接続詞を微修正する。

(3) 広域的な連携及び協力

- ・「相互理解」という文言を入れた文案に修正する。

(4) 危機管理

- ・市のすべきこと、市民がすべきことを分けて文案を作成する。

(5) 住民投票

- ・提言書の文案は現状のままとし、第7回起草委員会で提言書を通して検討した際に意見があれば追加・修正等を検討する。

(6) 議員との意見交換

- ・第7回WSで実施する方向で、議会と調整する。

(7) 次回日程

- ・4月26日(火) 夜6時半～

2. 主な意見

(1) 基本原則

- ・基本原則の4の「安全・安心」は今までは防犯が主な対象だった。今は東日本大震災も踏まえ、防災の概念が入ってもよいのではないか。
- ・基本原則の4は今ままで良い。防災や防犯も含めどんな時も笑顔で暮らせるのが良い。
- ・解説・背景に防災的なものも入っていることを示したらどうか。
- ・条例に防災や防犯など詳細に書くことで、市民が不安に感じないか心配だ。
- ・これから先も震災はありえるので、今回の震災を踏まえてということを書いてもよいのではないか。
- ・今回の地震だけでなく、過去にも堤防がきれるなど被害があった。繰り返し伝える必要があるので、どこかに入れるべきだ。
- ・前文か基本原則の条例に盛り込む内容や解説・背景に、今回の震災を踏まえた安全・安心について触れるようにする。

(2) 市の責務

- ・内容には異論なし。
- ・4つ目の文は、「～的」という言葉が続くので、「効果・総合的」としたらどうか。
- ・4・5つ目文、「かつ」の意味は「その上」「及び」といった意味か。省略してもよいのでは。
- ・「かつ」が入ると意味が広がるように感じる。
- ・「計画的、効果的、総合的な」としたらどうか。
- ・5つ目の文、「かつ」の後ろの「、」を取ったらどうか。
- ・文章を事務局で微修正する。

(3) 広域的な連携及び協力

①文章表現について

- ・内容は良いのではないか。
- ・2つ目の文の「関係」は「協力体制」が良いのではないか。
- ・2つ目の文の「関係」は「相互理解」が良いのではないか。
- ・「国際社会との相互理解のもと、協力関係が重要であることを～」が良いのではないか。

②国際社会との交流の目的について

- ・国際社会との関係の目的が「まちづくり」なのか疑問なので、2つ目の文の「まちづくり」を削除してはどうか。
- ・何のために国際社会と連携するかといえば、まちづくりや防災等のためではないか。
- ・協力し合おうと思っても、日本と外国では考え方が合わないこともある。
- ・市内に住む外国人の考え方が地域社会を良くするために非常に参考になることもあるので、「知る」ことが大切。つまり、相互理解が大切ではないか。
- ・国際関係においては、いざという時に助けてもらうことを前提に交流するという考え方は変ではないか。だから協力体制よりも相互理解が大事ではないか。
- ・環境問題だと、協力関係もありうる。

- ・久喜市という一地方公共団体の国際交流は、市内に居住する外国人との交流が主流ではないか。
- ・環境問題という大きな話ではなく、市町村レベルで友好関係を築けるようにするのが大切だ。

③外国人への伝達について

- ・国際交流を本気で行うのであれば、自治基本条例を日本語だけでなく英語等の言語で公表することが大切ではないか。
- ・外国人へ便宜を図れる環境づくりが必要ではないか。
- ・市内在住の外国人については別な所で書き、ここでは広域的なことにとどめたらどうか。

(4) 危機管理

①被災地への支援活動について

- ・文案は、自分たちが被災した場合の文案。今回の地震では、被災地に義援金や救援物資等運びに行ったので、そのような支援や活動についても触れたらどうか。
- ・被災地への支援活動を文案とした場合、ボランティアを強制することにならないか。
- ・市に対して、今回の支援活動のような体制を取るべきだと伝えるのは良いことではないか。

②市民を主語にした危機管理について

- ・市の自主防災を強化すべきではないか。
- ・市は危機管理に努めるべきだし、市民はを主語にした別文を作成したらどうか。
- ・市民について文案を作成すると、戦前の隣組のようなものを連想しないか。
- ・市民の危機意識を高めるような文であればあってもよい。
- ・ハザードマップを配布するだけでなく、説明会等により周知が必要だ。
- ・行政、市民の危機管理に分けて文案を作成したらどうか。
- ・市民については解説に入れたらどうか。
- ・区長会では、自主防災組織、独り暮らしの高齢者等への災害時の対応について話をしている。
- ・今回の津波被害を見ていると、災害時にはまず自分が助からないと他人も助けられない。自助と共助が大切だ。
- ・県内市町村では、越谷市が市民についての文章を入れている。越谷市の文案を参考に自助と共助が伝わるような文章としたらどうか。

(5) 住民投票

①提言書提出後の文案の調整について

- ・WS の意見と市長や審議会の意見に大きな差が出た場合、WS と審議会等と意見交換が出来るのか。
- ・庁内委員会が条文案を作成した段階で、意見交換出来るか。
⇒文案を作った時に、市民ワークショップのメンバーに説明したい。

②第7回WSでの検討方法について

- ・住民投票については、第7回WSではグループでそれぞれ意見交換をした方がよい。
- ・たたき台は今のままにしておいて、第7回WSで話し合ってもらったらどうか。

③常設型の住民投票について

- ・住民投票を実施させようと行動をとる時は、よほどの事態だ。乱用はないのではないか。
- ・常設型は格好が良いが、めったに実施できるものではない。

- ・議会が信用できないという理由だけで、常設型とするのは違うのではないか。議員のレベルは市民のレベルでもある。

(6) 議員との意見交換会

①第7回WSで議員との意見交換会を行うかどうかについて

- ・検討すべき事柄が多くあるので、時間がもったいないのではないか。
- ・呼ぶのであれば、第7回WSではないか。
- ・WSの時間を延長したらどうか。
- ・とりあえず、来てもらう方向で調整してほしい。

(7) 次回日程

- ・第7回：4月26日（火）午後6時半～
- ・第8回：4月28日（木）に予定

(仮称)久喜市自治基本条例策定 第7回 起草委員会記録

日時	平成23年4月26日(火)午後6時30分～9時15分
場所	久喜市役所 4階 第5会議室
参加者	ワークショップ起草委員：8名 久喜市自治振興課：4名 株地域総合計画研究所：2名
次第	1. 開会 2. 提言書たたき台の検討 3. 閉会
配布資料	報告1 第6回起草委員会 記録

1. 決定事項

(2) 目的

- ・安全・安心、安心・安全は「安全・安心」で統一する。他に出てくる場合も同じとする。

(4) 市民の権利

- ・「市政及びまちづくりに参画」を「市政やまちづくりに参画」に変更する。

(5) 市民の責務

- ・1つ目の文末を「安全・安心な地域社会づくりに努めます」とする。

(6) 情報の公開及び共有

- ・2つ目を「～図るため、適切に情報の提供を行うとともに、市民に分かりやすく公開し、市が持っている～」とする。
- ・3つ目を「～積極的に提供するよう努めるものとします」とする。

(8) 附属機関（審議会等）への市民の参加

- ・1つ目の文の懇談会を委員会に変更する。

(9) コミュニティ活動への支援

- ・1つ目の文は「話し合いの出来る施設提供」とする。
- ・2つ目の文は「各種市民活動団体との連携を図ります」とする。

(10) 総合振興計画の策定

- ・1つ目及び2つ目の文は、旧久喜市自治基本条例の第9条1項及び2項を参照して文案を考える。
- ・3つ目の文章は削除する。
- ・解説・背景も修正する。

(11) 透明性の確保・説明責任

- ・2つ目の文は、「政策の立案段階から市民に情報提供を行い、理解をうる説明に努めます」、とする。

(12) 行政評価

- ・次回も継続して検討する。

(13) 次回日程

- ・4月28日(木)午後6時半より、久喜市役所にて開催。

2. 主な意見

(1) 前文

- ・ 東北部と北東部の使い分けはどうなったのか。東部ではだめなのか。
→ 東北部で統一されている。
- ・ 3番目の・の「～快適に暮らせる地域社会を創出」は、「構築」が良いのではないか。
- ・ 新しく作り出すという意味なので「創出」が良い。

(2) 目的

- ・ 「安全・安心」と「安心・安全」の2通りの使い方があるので用語を統一してほしい。
→ 「安全・安心」で今後統一していく。

(3) 定義

① 市民

- ・ 市内で事業を営む人と通勤する人はどう異なるのか。
- ・ 通勤する人は勤め人、事業を営む人は営む会社が市内に所在していれば良く、本人が市内に通勤する必要性はない。
- ・ 事業を営む人は、別の言い方をすると久喜に税金を落としてくれる人のことを指すという考え方で良いのではないか。

(4) 市民の権利

- ・ 市政そのものに市民が参加できるのではなく、施策を実行しようという時に参加ができるのではないか。そのため、「市の施策及びまちづくりに参画」としたらどうか。
- ・ 「及び」を「や」に変え、「市政やまちづくりに参画」が良い。

(5) 市民の責務

- ・ 「安心・安全な地域社会の形成」という表現にしっくりこない。社会は形成されるものなのか？
「地域づくり」としたらどうか。
- ・ 地域を形成するのではなく地域の社会を形成するのだと思われるので、社会を入れたほうが良い。
- ・ 「安全・安心な地域社会づくりに努めます」、「安全・安心な地域社会をつくるよう努めます」といった文案としたらどうか。
- ・ 「安全・安心な地域社会づくりに努めます」が良い。

(6) 情報の公開及び共有

① 2つ目の文

- ・ 2つ目の文、「情報の提供の仕方を工夫し」は、「情報の提供を工夫し」とすべき。
- ・ 2つ目の文、工夫し、公開し、活用し、と「～し」という表現が多い。「情報提供を工夫し、～公開するとともに」という文章にしたらどうか。
- ・ 「～図るため、適切に情報の提供を行うとともに、市民に分かりやすく公開し、市が持っている

る～」という文章とする。

②3つ目の文

- ・「～積極的に市等に発信していくよう～」の市等とは市と誰のことか分からない。例えば市民同士は入らないのか。
- ・情報の共有は市と市民の間で行うのではないか。
- ・情報の共有という点では、情報の質的な差や共有のタイミングのずれが問題になりやすい。
- ・市民が主語なのだから、情報を「発信」するのではなく「提供」するのではないか。
- ・市民が誰に情報を提供するのかは、ここでは明確に示さなくてよいのではないか。
- ・「～積極的に提供しよう努めるものとします」という文案とする。

(7) 情報の提供、有効活用等

- ・総合的な情報化の推進とはどういう意味か。
- ・IT化、データベース化をするという意味か。
- ・各課が個別に持つ情報を一元化するという意味ではないか。
- ・プラットフォーム化、地図情報をベースにデータを集約することもイメージ出来るのではないか。
- ・「市民との情報の共有及び総合的な情報化の推進を図るため」という箇所を削除したらどうか。
- ・そこを削除すると目的が分からなくなるのでやめた方がよい。
- ・この項目を、文案として盛り込む意味がわからない。データベース化が遅れているので進めたいから入れるという意味か？あるいは、市民との情報共有を進めたいという意味か。
- ・情報の提供や有効活用が必要だからこの項目が必要と考えている。
- ・「～共有及び市の総合的な～」としたらどうか。
- ・総合的な情報化には、市の持つ情報だけでなく県や国の持つ他の情報も含むことが想定される。
- ・今は原文のままが良いのではないか。

(8) 附属機関（審議会等）への市民の参加

①1つ目の文

- ・「～審議会、懇談会等～」とあるが、懇談会というのが一般的なのか良く分からない。→今は委員会という名称が多いかもしれない。
- ・では、懇談会を委員会に変えたらどうか。
- ・「男女の均衡」は20年前の発想で、古いのではないか。
- ・人選にあたっての透明性が確保されていないのが問題だ。自治会長が学識経験者として参加している場合もあり、人選理由が不透明だ。それなら無作為の抽選の方がましではないか。
- ・「選定基準を明確にし」と入れるか。
- ・選定基準については入れないでおいの方が良い。あいまいにしておくべき。

②3つ目の文

- ・「然るべきチェック機関」とは何を指しているのか。
- ・それは、10.条例の実効性担保・運用にある3) 検証および見直しの組織に触れている部分ではないか。

(9) コミュニティ活動への支援

① 1つ目の文

- ・「話し合いの場（施設）」は「話し合いの出来る施設提供」とした方が良い。

② 2つ目の文

- ・「各種市民活動団体との連携を働きかけます」は「連携を図ります」が良い。
- ・「働きかける」はハードルが高いので、行政は動機づけをするのみ。

① 解説の 2つ目の文

- ・「身近にすぐ集まれる場所（施設）」は、「身近にすぐに集まれる施設の確保」とした方が良い。

(10) 総合振興計画の策定

① 1つ目の文

- ・条例と総合計画との関係を示した方が良いのではないか。
- ・旧久喜市自治基本条例の第9条1項を参照して文案を考える。

② 2つ目の文

- ・「定期的に見直し」は唐突ではないか。ルーチンで策定しているのであれば、社会情勢に合わせて修正すべきだ。
- ・「見直しが必要です」は「見直しを図ります」にしたらどうか。
- ・「定期的に」を「状況に応じて」としたらどうか。
- ・「社会情勢の変化に伴い見直しを図ります」とする。
- ・旧久喜市自治基本条例の9条2項の方が分かりやすいので、これを参照して文案を考える。その際には、旧久喜市条例の「定期的な進行管理」を削除する。

③ 3つ目の文

- ・「市民に分かりやすく説明します」は当たり前のことなので、削除しても良いのではないか。
- ・この文章は参加の項目と重複するため、全文削除する。

④ 解説・背景

- ・旧久喜市自治基本条例の提言書資料編の解説・背景を参照して文案を作成する。

(11) 透明性の確保・説明責任

① 1つ目の文

- ・「政策の立案」とはどの段階のことか。
- ・予算がついた後だと変更できないので、企画段階か？
- ・推進条例でアイデアを市民からもらい、実現してきた例もある。一方で、市が最初に企画することもある。
- ・実際には、各段階で市民に説明出来るのか。
→予算編成は、予算の立案段階から HP に UP している。
- ・各段階で説明した後、市民からの意見を受け変更することができるのか疑問だ。

② 2つ目の文

- ・「情報発信をしっかりと」のしっかりとという表現はなじまない。削除したらどうか。
- ・「分かりやすく、工夫して説明しなければならず」は「市民の理解をうる説明責任を有します」とした方が分かりやすすくないか。

- ・「政策の立案段階から市民に情報発信を行い、理解をうる説明に努めます」とする。
- ・「情報発信」という言葉と「情報提供」はどう違うのか。
- ・情報発信は HP のように不特定多数に勝手に発信しているという印象があり、情報提供は相手に合わせて出してくれたという印象がある。
- ・情報発信は情報提供とする。

(12) 行政評価

① 1 つ目の文

- ・「行政評価を行う必要があります。」は、行います、求められますという文末表現も考えられる。
- ・1 つ目の文と 2 つ目の文を 1 文にまとめ、「～行政評価を行い、その結果は、次の施策や～」とする。

② 3 つ目の文、4 つ目の文の行政評価と事業見直しについて

- ・「外部評価」と「市民を入れた事業見直し」は表現はこれで良いか。
- ・市民の視点には多様な考え方があるので、それを生かした評価や事業見直しとしたい。
- ・第 3 者的な役割が必要だ。実施主体が成果も評価したら悪い結果は出ない。
- ・行政評価と事業見直しは別物と考えるべきだ。
- ・行政評価と事業見直しの 2 つの結果の整合をどう取るのか。
- ・行政評価も事業見直しも行政が主体となって行う以上、一体のものだ。バラバラでは意味がない。
- ・終わってしまった事業と、これから行う事業の評価をバラバラに実施することはできない。
- ・行政評価は終了した事業について評価する。事業見直しはこれから事業を始める時や予算を付ける際にチェックするものだ。

③ 4 つ目の文

- ・「市民を入れた」は、「市民の声を」や「市民の目線を」という文章にしたらどうか。
- ・「継続的な実施」は難しいのではないか。

(13) 次回日程

- ・ 4 月 28 日（木）午後 6 時半～。久喜市役所にて開催。

(仮称)久喜市自治基本条例策定 第8回 起草委員会記録

日 時	平成23年4月28日(木) 午後6時30分～10時10分
場 所	久喜市役所 4階 第5会議室
参加者	ワークショップ起草委員：7名 久喜市自治振興課：4名 (株)地域総合計画研究所：1名
次 第	1. 開会 2. 提言書たたき台の検討 3. 閉会
配布資料	報告1 第7回起草委員会 記録

1. 決定事項

(1) 行政評価

- ・行政評価の説明を追加する。

(2) 財政

- ・文章表現を修正する。

(3) 市長の役割と責務

- ・文章表現を修正する。

(4) 市職員

- ・「市民本位」という表現を修正する。その他文章表現を修正する。

(5) 意見・要望・苦情等への対応

- ・「提言」という言葉を追加する。
- ・文章表現を修正する。

(6) 行政手続き

- ・条例に盛り込む内容の文案と、解説・背景の1つ目の文案を入れ替える。

(7) 議会の役割

- ・「立法機関」という表現を地方自治法に合わせて「議決機関」に修正する。

(8) 議員の役割・責務

- ・文章表現を修正する。

(9) 条例の運用状況の検証の必要性

- ・文章表現を修正する。

(10) 条例の見直し

- ・文章表現を修正する。

(11) 検証及び見直しの組織

- ・文章表現を修正する。

(12) 条例の普及啓発

- ・「必要に応じて」ではなく、「積極的に」普及啓発をするに修正する。

(13) 住民投票

- ・起草委員会では、条例に盛り込む内容を保留にして、再度ワークショップで検討してもらう。

2. 主な意見

(1) 行政評価（第7回の続き）

①行政評価という言葉について

- ・ここで表現したい物事は行政評価という言葉でよいか、もう少し考えたい。
→久喜市は、事務事業評価、施策評価、政策評価の3段階で行政評価を行っている。
- ・何年かに一度、市民の目を入れて事業の継続の可否をチェックしたい。
- ・解説で、行政評価と事務事業評価を丁寧に説明する。

②事業の見直しについて

- ・行政評価の中には事業見直しが含まれているのか。
- ・4つ目の文案は事務事業の見直しについて述べている。3は外部評価、4は事業見直しと内容が別々と考えられるため、それぞれ別にして残しておきたい。
- ・1つ目の文で評価と次の施策と書いてあるので、3・4つ目の文は市民参画と外部評価があれば良いのではないかな。

(2) 財政

①1つ目の文

- ・「それぞれの趣旨にあわせた視点から」がわからない。「中長期的な展望に立ち」ではどうか。

②2つ目の文

- ・民間企業のバランスシートと具体的なイメージを示したらどうか。
- ・行政にもバランスシートの定型があるが、バランスシートは手法なのでここで細かく指定するのは趣旨が違うのではないかな。

③3つ目の文

- ・文頭に「財政運営は」という言葉を追加する。

(3) 市長の役割と責務

- ・1つ目の文の文末を「遂行する責務を有します」とする。
- ・スピーディという言葉は「迅速」に置き換える。他の箇所も統一する。

(4) 市職員

①盛り込む内容について

- ・1つ目の文の「市民の利益」は「市民福祉の向上」とする。
- ・2つ目の文頭に「職務に」を追加する
- ・3つ目の文の「市民の側に立った」を「市民本位の立場に立って」とする。
- ・3つ目の文の「必要な行政改革を積極的に行い」は難しいのではないかな。
- ・「盛り込む内容」と「解説背景」を入れ替える。

②解説について

- ・「市民本位」という言葉を使いたくない。「市民の立場に立って」とする。
- ・まちづくり全体の奉仕者の内容表現を、旧久喜市自治基本条例の「市民の一員として」の言葉等を使って、わかりやすく書き換える。

(5) 意見・要望・苦情等への対応

- ・「意見、要望、苦情」に「提言」を追加する。
- ・提言と意見は意味に差がないのではないか。
→意見は意味が広い。提言は前向きな提案を指すと考えられる。
- ・この項目は、旧久喜市では苦情処理が発端だった。
- ・1つ目の文は、「市民の権利利益～苦情等の内容を」を削除する。
- ・2つ目の文の「検討結果とその理由」は「検討内容」で良いのではないか。
→何を公表してほしいかを明確にするため、「検討結果とその理由」としたほうがよい。

(6) 行政手続き

- ・「利益の保護のために、」を「利益を確保するため」とする。
- ・内容が分かりにくい。旧久喜市自治基本条例の条文の方が分かりやすい。
- ・解説背景の一つ目の文を条例に盛り込む内容とし、条例に盛り込む内容にある文を解説背景に入れ替えたかどうか。

(7) 議会の役割

- ・1つ目の文の「立法機関」は、地方自治法では「議決機関」と言っているため「議決機関」に直す。

(8) 議員の役割・責務

① 1つ目の文

- ・「有権者によって選挙され政治権限を信託された市民の代表者」は表現がくどいので「選挙によって選ばれた市民の代表者」で良いのではないか。

② 2つ目の文

- ・政策活動を市民に伝えてほしい。
- ・議員本人が自分の言葉で自分の考えを語る会（市政報告会等）を開催してほしい。
- ・「市民に積極的に」を「議会終了後、速やかに議会報告会を開催するなど、市民に積極的に」とする。

(9) 条例の運用状況の検証の必要性

- ・1つ目の文の「自治基本条例に沿って」を「自治基本条例に基づき」とする。
- ・2つ目の文の文末を「置きます。」を「設置します。」とする。
- ・解説の1つ目と3つ目は同じ内容を言っているので、ひとつにする。

(10) 条例の見直しについて

- ・毎年検証して、4年毎に見直しをするのは、忙しすぎて行政が対応できないのではないか。
- ・中期等の年度を明言しない表現が良いのではないか。
- ・見直した結果、改定しなくても良い場合もあるし、年度を明記しないと見直し作業に入らないのが今までの例である。

(11) 検証および見直しの組織

- ・1つ目の文「また、定例会又は検証及び見直し組織の長」の「定例会又は」を削除する。
- ・1つ目の文「認めた際には、その都度、会を開催します」は「認めたときは会を開催します」とする。

(12) 条例の普及啓発

- ・条例を制定したからには積極的に普及啓発に努めるべきなので、必要に応じてではなく、積極的にとすべきだ。
- ・解説も積極的にという文案とする。

(13) 住民投票

①常設型としたい意見

- ・議会・議員を通さないと投票実施が可能とならない個別型は反対。常設型としたい。
- ・住民主権の手法として認めてもらいたい。

②個別型としたい意見

- ・市民間に不信感が芽生えないような制度としたい。常設型は、住民発意のために大変な労力とお金がかかる。また、市民が真二つに割れる可能性も高い。
- ・市民が発意して住民投票を行う場合、潜在的な差別を引き起こす可能性があるため、反対したい。
- ・請求者の数が、総数の1/3～1/5などハードルが高くなり、責任者の負担は相当なものになる。運動体の責任者が全ての責任を負わないといけないのは厳しいので反対。

③判断を保留としたい意見

- ・地方自治法との整合性があいまいだ。
- ・常設型が良いか、個別型が良いかは、もう少し突っ込んで議論する必要がある。
- ・もう少し勉強しないとどちらが良いか言えないため、意見を保留としたい。
- ・要件ももう少し詳しく検討したら、必要かどうかわかるのではないか。

④市民ワークショップへの提案方法

- ・起草委員会での検討結果を踏まえ、グループ検討結果の常設型を全面に出すのではなく、上記の3つのタイプの意見を出し、市民ワークショップでの議論の材料とする。グループ検討結果は、その後に枠から外して掲載する。

(仮称)久喜市自治基本条例策定 第9回 起草委員会記録

日 時	平成23年5月21日(土) 午後6時30分～9時20分
場 所	久喜市中央公民館 会議室5
参加者	ワークショップ起草委員：7名 久喜市自治振興課：4名 株地域総合計画研究所：2名
次 第	1. 開会 2. 提言書素案の検討 3. 閉会
配布資料	資料1 提言書素案 報告1 第8回起草委員会記録 報告2 第7回ワークショップ記録

1. 決定事項

1. (1)前文～(7)コミュニティまでの検討結果

- ・ 2. 主な議論の《修正箇所》で決定事項と理由を示した

2. その他

- ・ 5月24日(火) 午後6時半から中央公民館で開催する。
- ・ 行政以降の項目を検討する。

2. 主な意見

(1) 前文

- ・第7回ワークショップで特に意見が出なかった。素案の通りとする。

(2) 目的

- ・第7回ワークショップで特に意見が出なかった。素案の通りとする。

(3) 定義・基本原則

① 定義

■ 新しい公共の原則

【条例に盛り込む内容】「新しい」という言葉に違和感があることについて

- ・「新しい公共」という言葉が既に使い古されているという意見もあったが、今まで実現できていないので、今後も必要だと感じている。
- ・「新しい公共の原則」という考え方のもと市民にもやるべきことがあるので、このままで良いのではないか。
- ・この項目を作ることによって何が生み出されるのかを明確に示した方が良いのではないか。
- ・自治基本条例の理念そのもののような項目だと感じている。
- ・以前の日本で行われていた地域のコミュニティ活動で、今は失われているものを示しているのではないか。
- ・「新しい公共」という言葉は国等でも広くに使われている用語である。他の言葉に差し替えると、指しているものが異なってくるため、言葉を修正しない方が良い。

【条例に盛り込む内容】「公共の領域を担う」を追加することについて

- ・WSからの修正提案にある「公共の領域を担う」という文言は解説に明記されているので、文案では触れなくても良いのではないか。

≪修正箇所≫

- 修正なし

【理由】

- ・「新しい公共」という言葉は、国等でも広くに使われている用語である。他の言葉に差し替えると、指しているものが異なってくるため、言葉を修正しない。
- ・修正提案にある「公共の領域を担う」という文言は解説に明記されているので、文案では触れなくても良い。

■ 新しい公共の原則 【解説・背景】2項目目 「公共」について

- ・解説・背景の2項目目の2行目、「公共の内容をより豊かに公共を」となっていて、公共という言葉が2回出てくるので、後ろの公共を削除する。

≪修正箇所≫

- 「公共の内容をより豊かに公共を作り」を「公共の内容をより豊かに作り」に修正する。

【理由】

- ・「公共」という言葉が同じ箇所に2回出てくるため。

■ コミュニティ 【条例に盛り込む内容】1項目目、【解説・背景】2項目目

- ・グループから提案された「積極的」の方が現在の「能動的」よりも理解しやすいので、「積極的」に差し替えたかどうか。
- ・グループから提案された修正文案の方が現在の文案より分かりやすいので、差し替えた方が良い。
- ・条例に盛り込む内容を差し替えると、解説背景の2項目目が必要無くなるので、削除して良いのではないかと。

≪修正箇所≫

- 条例に盛り込む内容1項目目を、グループからの提案文章に差し替える。
差し替え後の文章「多種多様な活動への参画を通じて形成される組織及び集団が、その連携により地域課題に自主的に取り組む人と人とのつながりをいいます」
【理由】
 - ・ワークショップから提案された文章の方が分かりやすいため。
- 解説・背景の2項目目は削除する。
【理由】
 - ・条例に盛り込む内容を差し替えたため、削除する。

②基本原則

- ・第7回ワークショップで特に意見が出なかった。素案の通りとする。

③市の責務

- ・「編成」が「編制」という言葉となっているので修正したかどうか。

≪修正箇所≫

- 「編成」が「編制」という文字となっているので修正する。
【理由】
 - ・漢字の変換ミス

(4) 市民

①市民の権利

- ・第7回ワークショップで特に意見が出なかった。素案の通りとする。

②市民の責務

- ・第7回ワークショップで特に意見が出なかった。素案の通りとする。

(5) 情報共有

①情報の公開及び共有

■【条例に盛り込む内容】1項目目 情報公開制度の確立について

- ・出せる場合には積極的に公開という趣旨だと考えているが、素案の文章だと個人情報等も含めた全ての公開と勘違いする人がいるのではないかと。
- ・情報公開の仕組みはあるが、これをもって情報公開制度が確立したわけではなく、適切な管理運用面も含めた制度の充実を図っていくことが求められると考えられ、「確立」としておいた方が良いのではないかと。また、制度が確立することで市民の知る権利も保障され

ることとなる。

≪修正箇所≫

○修正なし

■【条例に盛り込む内容】1 項目目 知る権利についての明記について

- ・市民の「知る権利」、「情報公開を求める権利」は1 項目目の冒頭に記述があり、さらに4. 市民 1) 市民の権利 部分に、市民の権利の一つとして記述があるので現状のままで良いのではないか。

≪修正箇所≫

○修正なし

■【条例に盛り込む内容】2 項目目

- ・グループからの提案通り、2 項目目は3) 情報の有効活用にある文案で内容を満たしてると考え、削除したらどうか。

≪修正箇所≫

○グループからの提案通り、2 項目目を削除する。

【理由】

- ・3) 情報の有効活用で述べられているため。3) に移動する。

■【解説・背景】5 項目目 市民の持つ情報という言葉について

- ・市民の持つ情報とは、市民の個人情報ではなく地域で抱える問題課題等の地域情報だという見解だ。個人情報と誤解されるようであれば表現を工夫する必要がある。
- ・「地域間の」、「市民の持つ地域情報」、「有益な情報」、「地域情報など」等の言葉はどうか。
- ・グループからの意見は修正提案ではないため、どのように取り扱ったらよいか悩む。
- ・条例に盛り込む内容は変えずに、解説で「市民は自ら持つ地域情報などを発信」としたらどうか。

≪修正箇所≫

○「市民は自ら持つ情報を」を「市民は自ら持つ地域情報を」とする。

【理由】

- ・情報の内容を明確にするため。

②個人情報の保護

- ・第7回ワークショップで特に意見が出なかった。素案の通りとする。

③情報の有効活用等

■【条例に盛り込む内容】

- ・1) 情報の公開及び共有 【条例に盛り込む内容】の2 項目目と統合するが、文案は3) 情報の有効活用の文案が分かりやすいので、このままとしたらどうか。

≪修正箇所≫

・素案の通りとする。

(6) 参加・協働

①協働

- ・第7回ワークショップで特に意見が出なかった。素案の通りとする。

②市民の行政への参画

【政策の立案への市民参加について】

- ・予算化での参加を求めているので、「政策の立案」という言葉を追加した。趣旨としては同じ内容と考えられるため、素案のままで良いのではないか。

≪修正箇所≫

- ・素案の通りとする。

③附属機関（審議会）等への市民の参加

■【条例に盛り込む内容】2項目目

- ・無作為抽出という言葉が挙げられているが、これは公募の一手法なのでより広い意味のある公募の方が良い。

≪修正箇所≫

- ・素案の通りとする。

■【条例に盛り込む内容】3項目目

【内容が市民参加条例に記述する内容であるという指摘について】

- ・市民参加条例の上位に来るのが自治基本条例であり、基本的な考え方についての記述は必要だ。

【然るべきチェック機関について】

- ・「然るべきチェック機関」と「審査」がすぐわかない。また、主体性が無く、どこかに投げている印象がある。
- ・内容の3項目目を解説へ持っていき、「審査も必要です」としてはどうか。
- ・市民参加条例で公募委員の割合を30%とするという規定もあるため、それが守られていれば実行されていることになるので、特に審査の必要はないと思われる。項目を削除したらどうか。

≪修正箇所≫

- 3項目目を削除する。

【理由】

- ・市民参加条例等の他の条例で参加が担保されているため、この項目は必要ない。

■【解説・背景】4項目目

- ・解説の4つ目「実態」とは何か。削除で良い。
- ・内容の3項目目を削除するのであれば、解説4項目目も削除する。

≪修正箇所≫

- 4項目目を削除する。

【理由】

- ・【条例に盛り込む内容】の3項目目が削除されたため。

(7) コミュニティ

①コミュニティ

■項目の並び順について

- ・グループからの提案通りで良いのではないか。

≪修正箇所≫

- 【条例に盛り込む内容】の2項目目と3項目目を入れ替える。

○【解説・背景】の2項目目を下から2番目に移動する。

■【条例に盛り込む内容】1項目目

- ・グループからの提案通り、「コミュニティ活動」を文頭に持って行った方が分かりやすいのではないかと。

≪修正箇所≫

○「コミュニティ活動は、安全・安心で市民が住みやすいまちをめざして、市民等（企業、学校、団体を含む）が力を合わせて、地域の課題を解決していくための貴重な役割を担います。」とする。

【理由】

- ・文章が分かりやすくなるため。

■【条例に盛り込む内容】2項目目

- ・グループからの提案通り、主語を「行政」から「市」に変えた方が良いのではないかと。

≪修正箇所≫

- ・主語を「行政」から「市」とする

【理由】

- ・コミュニティ活動は行政だけでなく議会・議員も一緒に支援し協働しながら行っていくため。

■【条例に盛り込む内容】3項目目

【自発的という言葉について】

- ・「自発的に」は自ら進んで活動することであり、この条例で求められている内容なのでこのままにした方が良い。

【地域の自主的な問題解決の為にについて】

- ・1項目目と3項目目で同じ表現をしているが、内容は異なっている。1項目目は「重要な役割」の説明であり、3項目目は参加の目的・理由に当たるので、それぞれ残しておいた方が良い。

≪修正箇所≫

- ・素案の通りとする。

■【解説・背景】1項目目

【位置づけますという言葉について】

- ・グループからは「位置づけています」としたいという意見が出ているが、この条例は合併した新久喜市について取り扱っているため、旧1市3町で位置づけられていた事も、合併後に新たに位置づけ取り組んでいくという気持ちを含め、「位置づけます」としたい。

≪修正箇所≫

- ・素案の通りとする。

■【解説・背景】4項目目

【権限という言葉について】

- ・地域の課題解決の為に役割、機能といった意味合いだと思われるので、グループからの提案通り、「役割・機能」としたらどうか。

【補助金という言葉について】

- ・補助金については、補助金の配分を地域が自由に決める考え方ではないのではないか。
- ・補助金は、地域の課題解決の為の一手段であるため、役割や機能の中に補助金についても含まれることとし、補助金という言葉そのものを削除してはどうか。

【地域に出来ることは地域に任せるためにという表現について】

- ・「地域に出来ることは地域に任せるために」という表現は目的が何か分かりにくいので、「地域の課題解決のため」と表現したらどうか。

【解説・背景の4・5の統合について】

- ・解説・背景の4・5は前半が共通しているので1つにまとめ「行政は、地域の課題解決の為に、役割や機能などを地域に移し、地域と協働して、より良い住みやすいまちの実現を目指します。」としたらどうか。

【行政という言葉について】

- ・グループからの提案通り、主語を「行政」から「市」に変えた方が良いのではないか。

【目指しますという言葉について】

- ・グループからは「めざしています」としたいという意見が出ているが、この条例は合併した新久喜市について取り扱っているので、旧1市3町で目指していた事も、合併後に新たに目指していくという気持ちを含め、「めざします」としたい。

≪修正箇所≫

- 4項目目の「権限」を「役割、機能」とする。

【理由】

- ・権限よりも役割、機能の方が分かりやすいため。

- 4・5項目目の「地域に出来ることは地域に任せるために」を「地域の課題解決のため」に修正する。

【理由】

- ・目的を明確にするため。

- 4・5項目目を、「行政は、地域の課題解決の為に、役割や機能などを地域に移し、地域と協働して、より良い住みやすいまちの実現を目指します。」と統合する。

【理由】

- ・4・5項目目は「行政は、地域の課題解決の為に」までの部分が共通なので、一つにまとめた方が分かりやすいと判断したため。

②コミュニティ活動への支援

■【条例に盛り込む内容】1項目目

【他条例との関連についての記述について】

- ・他条例との関連について述べた方が良くとあるが、この提言書は市民からの提言なので「他に条例で定めます」に類する表現はしなくても良いというスタンスで整理していくため、文末は素案のままとする。

≪修正箇所≫

- ・素案の通りとする。

■【解説・背景】項目の並び順について

- ・グループからの提案通りが良いのではないか。

≪修正箇所≫

- ・ 1 項目目を 3 項目目に移動する。

(以上)

(仮称)久喜市自治基本条例策定 第10回 起草委員会記録

日時	平成23年5月24日(火)午後6時30分～9時30分
場所	久喜市中央公民館 会議室5
参加者	ワークショップ起草委員：5名 久喜市自治振興課：4名 ㈱地域総合計画研究所：2名
次第	1. 開会 2. 提言書素案の検討 3. 閉会
配布資料	参考資料1 (仮称)久喜市自治基本条例 市民ワークショップ提言書(案) 新旧対照表

1. 決定事項

1. (8)行政～(14)危機管理までの検討結果

- ・ 2. 主な議論の《修正箇所》で決定事項と理由を示した

2. その他

(1)第8回市民ワークショップへの説明方法

- ・ 検討結果を参考資料1の形式でメンバーに伝える。
- ・ 資料作成、及び第8回ワークショップ時の説明は事務局が行う。

(2)提言書の書式について

- ・ 第7回市民ワークショップの配布資料1の通りが良い。
- ・ 細かな調整は事務局が行う。

(3)市長への提言書提出後の懇親会について

- ・ 開催することとする。

2. 主な意見

(8) 行政

① 総合振興計画の策定

■【条例に盛り込む内容】2 項目目

- ・【条例に盛り込む内容】の文末の「見直しに努めます」は、やってもやらなくても良いに見えるので修正したらどうか。
- ・【解説・背景】は「見直します」となっているので、内容と解説で文末をそろえたらどうか。
- ・【条例に盛り込む内容】の「見直しに努めます」を【解説・背景】で「見直します」と説明し、さらに市民参加でと付け加えているので、書いた以上はやらなければならない内容となっている。現状のままで良いのではないか。
- ・【解説・背景】2つ目の「必要が出てきた場合は」は、表現が長いので「必要に応じて」としたらどうか。

≪修正箇所≫

- 【解説・背景】の2つ目の「必要が出てきた場合には」を「必要に応じて総合計画を～」に修正する。

【理由】

- ・「必要が出てきた場合は」の表現を端的にするため。

② 透明性の確保・説明責任

■【条例に盛り込む内容】1 項目目

- ・政策の立案の中には計画も含まれている。政策の立案の方が広い意味を持つため、政策の立案で良いのではないか。

≪修正箇所≫

- 素案の通りとする。

③ 行政評価

- ・ワークショップでの議論の通り、「市民を入れた」は残しておいた方が良い。

≪修正箇所≫

- 素案の通りとする。

④ 財政

■【解説・背景】2 項目目

- ・自治体の会計は、もともと企業会計の形式にはなっていない。自治法の範囲内で実施している。
- ・分かりやすくの気持ちは分かるが、本当に「企業会計」形式での公表は難しいのではないか。
- ・例えばという例示なので、入れても良いのではないか。
- ・具体的な名称が出ることで人により解釈が異なるのではないか。仕組みが違いすぎるので、

混乱するのではないか。現在の「わかりやすく」の表現で十分だ。

≪修正箇所≫

○素案の通りとする。

⑤市長の責務

≪修正箇所≫

・第7回ワークショップで特に意見が出なかった。素案の通りとする。

⑥職員の責務

■【条例に盛り込む内容】1 項目目

・ワークショップからの指摘通り文末の表現が2重になっているため、ワークショップの提案通りとしたい。

≪修正箇所≫

○1 項目目を「職務を遂行しなければならない責務があります」を「職務を遂行する責務があります」とする。

【理由】

・ワークショップからの指摘通り文末の表現が2重になっているため。

⑦意見・要望・苦情等への対応

■【条例に盛り込む内容】1 項目目

- ・この文の主語が「市は」なので、「公共の視点から」を削除すると逆に意味が分かりにくくなるのではないか。そのため、「市民全体の利益の為に」の方を残したらどうか。公共の中に市民全体の利益という意味は含まれると考えられる。
- ・市民全体の利益の為にという言葉は、【解説・背景】に入れたらどうか。
- ・「市民全体の利益の為に」という表現は、条例にはなじまないのではないか。
- ・「市民全体の公共の視点から」という表現はどうか。

≪修正箇所≫

○「市民全体の利益のために公共の視点から」を「公共の視点から」とする。

【理由】

・「市民全体の利益の為に」という表現が条例になじみにくいことと、公共の視点からに内容が含まれるため。

■【解説・背景】1 項目目

・【条例に盛り込む内容】1 項目目の修正を受けて、「市民の意見等を公共の視点から」を「市民全体の利益のために」と修正したらどうか。

≪修正箇所≫

○「市民の意見等を公共の視点から」を「市民全体の利益の為に公共の視点から」とする。

【理由】

・1 項目目の修正を受けて、市民の利益の為にという内容を解説に移動した。「市民からの意見等を」は、すぐ前に同じ内容があるため、なくても分かるという意味で削除した。

■その他意見

・処理をシステム化することが重要だという意見については、【解説・背景】2 項目に例示と

- して、ワークショップからの意見にあった「窓口の一本化」を示したらどうか。
- ・近い将来に実現されそうなものを乗せると、条例制定後のある程度時間が経った時に既に実施済みのものが載せてある古臭さを感じさせるのではないか。
 - ・策定時に未実施で、その後実行されたら条例の効果があったとみなされるのではないか。

≪修正箇所≫

- 2項目目の文末に、「また、意見等の受付窓口を一本化するなど分かりやすい仕組みが必要です。」を追加する。

【理由】

- ・対応方法の例示は必要だと思われるため。

⑧行政手続き

■【条例に盛り込む内容】

- ・行政手続法には、市への申請に対する処分、不利益処分、行政指導の他に届け出も入っているため、入れておけば法律との整合が取れる。
- ・ワークショップからの意見にあるように、行政手続きに議会は関与出来ないため、主語は議会の入らない「行政」とすべきだ。

≪修正箇所≫

- 「行政は、市民の権利・利益の保護を図るため、市への申請に対する処分、不利益処分、行政指導、届出に関する基準や手続きを明らかにし、透明で公正な行政手続きを行います。」とする。

【理由】

- ・行政手続きに議会は関与出来ないため、主語は議会の入らない「行政」とする。また、行政手続法との整合性を踏まえ「届出」を追加する。

(9) 議会

①議会の責務

■【条例に盛り込む内容】2項目目

- ・「継続的に健全に持続するよう」の意味が分からない。削除したらどうか。
- ・2項目目そのものが、1項目目の「市民から信頼された議会運営」に含まれるのではないか。1項目目に含むとして、2項目目を削除したらどうか。

≪修正箇所≫

- 【条例に盛り込む内容】2項目目を削除する。

【理由】

- ・2項目目の「継続的に健全に維持」の意味が、1項目目の「市民から信頼された議会運営」に含まれるため。

■【条例に盛り込む内容】3項目目

- ・ワークショップからの提案通り、「公表」という言葉に修正したらどうか。
- ・情報公開の中に公表も含まれているため、情報公開が良いのではないか。

≪修正箇所≫

- 「情報公開と告示によって」を「情報公開によって」とする。

【理由】

- ・情報公開の中に告示や公開といったものが含まれると考えられる。

■【条例に盛り込む内容】4項目目

- ・ワークショップからの提案通り、「市民の福祉のため」を「市民福祉の向上」という言葉を修正する。

≪修正箇所≫

- 「市民の福祉のため」を「市民福祉の向上のために」とする。

【理由】

- ・市民福祉をどうするのかを明確にするため。

②議員の責務

■【条例に盛り込む内容】1項目目

- ・ワークショップからの提案である「議会での十分な議論を踏まえて」は、議会の運営の話であり議員の責務ではないので、素案のままをしたい。

≪修正箇所≫

- 素案の通りとする。

■【条例に盛り込む内容】2項目目

- ・議会報告会の開催は議会がすべきだ。
- ・議員個人の報告会は後援会活動等の個人でやればよい話で、条例に明記すべき内容ではないと思われる。
- ・主語を議員から議会に変更し、1) 議会の責務に移動したらどうか。

≪修正箇所≫

- 【条例に盛り込む内容】の「議員は、」を「議会は、」とし、1) 議会の責務に移動する。

【理由】

- ・議員個人の報告会は個人的な活動であり、自治基本条例で行動を規定する内容ではないと考えられる。また、「議会報告会」は議員個人が行うべきではなく、議会として行うべきだと考えられるため、議会に移動する。

- 【解説・背景】3つ目は、1) 議会の責務に移動する。また、「議員は」を「議会は」とする。

【理由】

【条例に盛り込む内容】の主語の変更と場所の移動を受けて移動した。また、移動先に合わせて主語を変更した。

■【条例に盛り込む内容】2項目目

- ・「多様な手法により」は「多様な手法によって」の方が文を通しての表現が良いのではないかと。

≪修正箇所≫

- ・「多様な手法により」を「多様な手法によって」と変更する。

【理由】

- ・「多様な手法により」は「多様な手法によって」の方が文章を通しての表現が良いため。

(10) 条例の実効性担保・運用

① 条例の運用状況の検証の必要性

≪修正箇所≫

- ・第7回ワークショップで特に意見が出なかった。素案の通りとする。

② 条例の見直しについて

≪修正箇所≫

- ・第7回ワークショップで特に意見が出なかった。素案の通りとする。

③ 検証及び見直しの組織

■【条例に盛り込む内容】1 項目目

【定例会の回数について】

- ・ワークショップからの提案は「年数回定期的に開催します」となっているが、【条例に盛り込む内容】には回数を明記するのは変ではないか。【条例に盛り込む内容】には「定期的に」としておき、【解説・背景】に年数回と記述したらどうか。
- ・「毎年定期的に」としたらどうか。

【検証の内容について】

- ・「検証」の意味があいまいではないか。
- ・検証には「条文が適切であるかを検証する」、「条例に沿った運用がなされているか」の2つの意味合いがあると思われる。
- ・条例に沿った運用がなされているかを検証するのが良いのではないか。

≪修正箇所≫

- 【条例に盛り込む内容】は、「条例の検証」を「条例に沿った運用が適切にされているかの検証」と修正する。

また、「年1回定例会を」を「毎年定期的に」と修正する。

【理由】

- ・検証の内容を分かりやすくするため運用という言葉を追加した。また、定例会の回数は条例に盛り込む内容としてはふさわしくないので表現を変更した。
- 【解説・背景】の3項目目の「定期的に」を「年数回定期的に」とする。

【理由】

- ・【条例に盛り込む内容】1項目目の修正に合わせ、条例に盛り込む内容の回数を移動した。

■【解説・背景】2 項目目

- ・無作為抽出の前に「例えば」という文言を追加したらどうかというワークショップからの提案については、無作為抽出の後に「等」という言葉が既についているのでいらないのではないか。

≪修正箇所≫

○素案の通りとする。

■検証及び見直し組織の検討結果の尊重について

・ワークショップからの提案どおり、検討結果を尊重するという一文を追加する。

≪修正箇所≫

○「市は、検証及び見直し組織による検討結果を尊重することが必要です」という文を3項目目に追加する。

【理由】

・市に結果を尊重してもらうことが大切だから。

④条例の普及啓発

■【解説・背景】

- ・情報公開条例があるので、「他に定めた条例等も知らせる」のは当然のこととを感じる。
- ・ワークショップからの提案通り、一文を追加する。

≪修正箇所≫

○【解説・背景】に、「条例の普及啓発に合わせ、この条例の他に定める部分も合わせて知らせていくことが重要です。」を追加する。

【理由】

・自治基本条例及びそれに関連する事柄を普及啓発することが必要だから。

(11) 住民投票

①住民投票の必要性及び形式

■住民投票の形式（常設型・個別型）に対する意見

- ・間接民主制において、議員が時として民主主義を損なうように、直接民主制においても市民が過ちを犯す可能性は当然にある。「住民投票」を実現さえすれば民主主義を実現できるという考えは、幻想でしかない。
- ・常設型の住民投票を実施するためには、例えば有権者の1/3～1/5程度の署名集めが必要となるが、これを実施するには多くの課題が考えられる。例えば、(1)市民自ら数万人分の署名集めが必要となるので、相当な経費とマンパワーが必要となる。(2)署名活動はどんな人ができるのかなど運動を行うためのルールづくりが必要である。(3)署名運動に対する賛成派・反対派が起これるので、市民（住民）相互に不信と軋轢が生じる。ことが懸念される。

このようなことから、常設型の住民投票を実施するには、まちづくりに参加する市民意識に大きな混乱を招きかねないし、極めて疑問に感じている。また、国（総務省）では、現在、地方自治法の改訂にともなう“住民投票”の検討が進められている状況にあり、この推移を待つべきとも考えられる。

- ・市民が直接発議し、行動を起こす「常設型住民投票」には反対である。しかし、今日の会議は、出席者は5人で半数にも満たないし、グループの代表者も来ていない。最終的な結論を出すには難しいのではないかと。従って、常設型か個別型かは書かず、住民投票を条例に盛り込むことが必要だというような内容にすることがよいのではないかと。

- ・住民投票グループとしては常設型がいいとなっていたが、ワークショップ全体では意見が分かれ、起草委員会でも意見が分かれてしまい結論が出なかったということは、両論併記するしかないのではないか。
- ・住民投票グループの熱い思いもあり、自分の意見は強くはいえないが、自分としては個別型がいいと思っている。書き方としては、必要性を書くだけでよい。
- ・私は元々常設型がいいと思っていたが、前回のワークショップで女性議員の話聞き、やはり常設型がいいと思った。しかし、今日の資料では、総務省で住民投票の検討が進められているとのことなので、その検討を待ってから常設型や個別型というものを決めてもいいのではないかと考えている。
- ・我々のグループは、両論併記だった。今日は半数もいないし、結論を出せない。ここでは決めずに併記しておけばよい。
- ・今後、審議会で揉んでもらうが、最終的には個別だとか常設だとかいわないで、住民投票は大事だということを書いて終わらせた方がいいのかもしれない。
- ・最終的には、旧条例のような形で落ち着くのではないかとと思う。
- ・国の地方自治法の改正で、住民投票に関する規程が変わる可能性もある。
- ・ワークショップで常設型、個別型、両論併記、判断出来ないの4種類の意見が出ている事から、常設型あるいは個別型のどちらかを提言書で提案するという形式はとれないと思われる。
- ・住民投票は必要だという点では一致しているので、必要だという内容は必ず提言書に盛り込む
- ・ワークショップでは判断できないという意見もあるため、両論併記ではなく、今までのワークショップでの検討経緯等を明記した上で、具体的な内容は今後の議論にゆだねるとした方がよいのではないか。

≪修正箇所≫

- ・住民投票が必要であることを明記し、その形式については今後の議論にゆだねることとする。

【理由】

- ・住民投票は必要だという点では一致しているが、その手法については判断できないという意見もあるため、両論併記ではなく、手法については述べないこととする。

②住民投票の投票結果について

≪修正箇所≫

- ・第7回ワークショップで特に意見が出なかった。素案の通りとする。

(12) 条例の位置づけ

①条例の位置づけについて

≪修正箇所≫

- ・第7回ワークショップで特に意見が出なかった。素案の通りとする。

(13) その他

① 広域的な連携及び協力

≪修正箇所≫

- ・第7回ワークショップで特に意見が出なかった。素案の通りとする。

(14) 危機管理

■ 2 項目目

- ・ワークショップからは市の情報提供に努めるという文章の追加提案が出ているが、情報提供はこの項目の趣旨ではなく、5. 情報共有 1) 情報の公開及び共有に該当するため、素案の通りとしたい。

≪修正箇所≫

- 素案の通りとする。

3. その他

(1) 第8回市民ワークショップへの説明方法

■ 資料作成について

- ・検討結果を参考資料1の形式でメンバーに伝えるのは分かりやすいので良い。
- ・提言書にも修正した箇所に下線を引いておいてほしい。
- ・参考資料1形式での資料は事務局が作成する。確認は特に必要ない。

■ 第8回ワークショップでの説明について

- ・起草委員会の結果は、事務局から第8回ワークショップで説明する。

(2) 提言書の書式について

- ・提言書の書式は、第7回市民ワークショップの配布資料1を基本とする。細かな点は、事務局が他市の例を参考にして作成する。
- ・事前の確認の必要はない。

(3) 市長への提言書提出後の懇親会について

- ・第8回ワークショップの後、簡単に懇親会を行いたいと考えるがいかがか。
- ・良いと思う。具体的な内容については事務局に一任する。

(以上)